

2019年7月10日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

代表取締役社長 金 大仲

問合せ先：

人事総務部 03-6415-6525

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながると考えております。そのためには、経営の健全性と透明性を高めることが必要であり、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知英訳について>

当社は、当社の株主における海外投資家の比率が約1%（2018年12月31日現在）と比較的低率であることから、コスト等に鑑み議決権の電子行使および招集通知の英訳については実施していませんが、今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、適宜、議決権行使プラットフォームの活用や招集通知の英訳について検討するものとします。

<原則3-1 情報開示の充実>

（1）経営理念等や経営戦略、経営計画

・経営計画

定量的目標を含む中期経営計画の策定は実施しております。その開示については今後検討してまいります。

以上の点以外については、本報告書I.「1. 基本的な考え方 【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」に記載しておりますので、該当箇所をご参照ください。

<補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供>

現時点での当社の海外投資家の比率が約1%（2018年12月31日現在）と比較的低率であるため、英訳での会社情報の開示は行っておりませんが、今後の株主構成における海外投資家の比率を勘案しながら、実施を検討することといたします。

<補充原則4-1-3 最高経営責任者（CEO）等の後継者育成計画>

当社では、最高経営責任者たる社長を含む経営陣幹部が比較的若く、持続的成長のためにその力量を十分に果たしていると判断しており、当面、経営陣の後継者育成に関して具体的な計画はござい

ません。ただし、取締役に対するトレーニングを通じて将来の最高経営責任者を含む将来の経営陣幹部を育成するとともに、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第28条第4項にも記載しておりますとおり、CEO等の後継者候補の育成のためにも、次代を担うべき優秀な人材の確保・育成が最重要事項であると位置づけ、その育成（実施施策の監督を含む）に努めております。

【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜補充原則1-2-2 株主総会招集通知の早期発送、電子的公表＞

当社は、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、特に海外投資家の動向等も十分見極めつつ、株主総会招集通知の早期発送及び電子的公表については検討してまいります。

＜原則1-4 政策保有株式に関する方針＞

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第11条において、株式の政策保有及び政策保有株式の縮減に関する考え方、政策保有株式に係る議決権行使基準に関する基本的な考え方を開示しております。

＜原則1-7 関連当事者取引に関する方針＞

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第14条において、取締役、従業員などの当社関係者がその立場を利用して当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するため、取締役が利益相反取引や競業取引を行う場合の承認手続や報告態勢、その他当社グループ及び株主の利益等を害することが無いようにするための取締役会等での付議や承認等の検討態勢について開示しております。

＜原則2-6 企業年金サポートに関する方針＞

現在、当社では、コーポレート・ガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していないため、アセットオーナーには該当していませんが、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第18条のとおり、企業年金その他同様の機関を設立し又は同様の機能を持つ制度を導入するに至った場合には、かかる機関又は制度が従業員の資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分認識し、アセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるよう、取り組みの内容を開示するものとします。

＜原則3-1 情報開示の充実＞

（1）経営理念等や経営戦略、経営計画

・企業理念

当社ホームページ、有価証券報告書等において開示します。

・経営戦略

半期ごとに開催している決算説明会において説明を行い、決算説明会資料を当社ホームページ上で開示します。また、中長期的な経営戦略については、有価証券報告書において開示します。

・経営計画

定性的な計画、および単年度業績見込は決算短信において開示します。なお、定量的目標を含む中期経営計画の策定・開示については、本報告書Ⅰ.「1. 基本的な考え方 【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載しておりますので、該当箇所をご参照ください。

（２）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書Ⅰ、「１．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

（３）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 29 条第 1 項において、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きを定め、開示しております。

（４）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 28 条第 2 項において、取締役の選任・解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを定め、開示しています。また、取締役会の構成等（同第 24 条）、監査等委員会の構成等（同第 25 条）において、当社がそれぞれに求める資質等の要件を定めております。

<原則 4－1（１） 経営陣に対する委任の範囲>

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 21 条第 3 項において、取締役会は、業務執行部門による迅速かつ果敢な意思決定を可能とするため、法令・定款により取締役会の専決事項として定められた事項、事業計画、取締役の選解任及び報酬、その他特に重要な個別の事業計画・投資等を除き、業務執行取締役に委任するものとしております。

<補充原則 4－2－1 業績連動報酬、株式報酬等の適切な割合>

当社には、ストック・オプションの制度がございますが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな報酬制度について、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 29 条第 3 項に定めるとおり、経営陣の報酬が企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、既存の制度の見直しの可能性も含めて、当社にふさわしい制度の設計とその運用に努めてまいります。

<原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 27 条第 2 項において、社外取締役候補者の指名にあたっては、その独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の要件に則り判断することとしております。また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与いただけるよう、率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物であることを、社外取締役に必要な資質と考えております。

<原則 4－1 1 取締役の選任方針>

取締役候補者の指名に当たっては、株主総会招集通知において、個々の略歴、指名理由を記載し説明するほか、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 28 条第 2 項において、取締役会が経営陣幹部・取締役の選任・解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを定めております。

<補充原則 4－1 1－2 取締役の兼任状況>

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 26 条第 4 項において、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合においては、合理的な数の範囲内に留めるよう努めるものとし、他の上場会社の役員兼任状況は、毎年、事業報告、有価証券報告書において開示するものとしております。

<補充原則 4－1 1－3 取締役会の実効性評価>

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 32 条において、取締役会が毎年、各取締役の自己評価も参考にした取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示するとともに、かかる分析・評価結果を活かし取締役会の機能向上及び運営改善を図るものとしております。

＜補充原則 4－1 4－2 取締役に対するトレーニング方針＞

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 30 条において、取締役（社外取締役も含む）の役割・責務が果たせるようにするため、その研さん・トレーニングについて方針を定めております。具体的には、新任者については就任後 3 か月以内に法令やコンプライアンス等に関する知識習得の機会を設けるほか、社長やその指名する業務執行取締役から、当社グループの事業内容、経営戦略、経営課題、財務状態その他の重要な事項について説明を受ける等の情報提供の機会を設けることとしています。その他、かかる体制が適切であるかのモニタリングと見直し・改善を行うこと、将来の取締役候補となる人材に対しては必要に応じてオブザーバーとしての取締役会等への出席、議論への参加等を通じて、取締役に求められる役割と責務を理解するためのトレーニングの機会を提供する、外部の専門家等を招聘してのトレーニングを実施する等の取り組みを定めています。

＜原則 5－1 株主との建設的な対話に関する方針＞

「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」第 33 条において、株主・投資家にとって有益と判断する情報の積極的開示のほか、株主総会の場合その他の機会を通じてコミュニケーションに努め、かつ、株主・投資家間において実質的な情報格差が生じないよう具体的な体制整備及び取り組みについて方針を定めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 G2A	2,566,500	34.01
金 大仲	1,842,400	24.41
富永 康将	212,000	2.81
株式会社ベクトル	128,000	1.70
株式会社 FPG	102,400	1.36
鈴木 東洋	71,200	0.94
富田 直樹	71,200	0.94
中山 満則	71,200	0.94
GLM 従業員持株会	69,700	0.92
楽天証券株式会社	28,400	0.38

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

支配株主名	金 大仲
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

少数株主保護の観点から支配株主と取引を行う場合には、取引理由、取引の必要性、取引条件の妥当性について十分に審議を行ったうえで、取締役会において決議することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている	3 名

人数

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
賀茂 淳一	他の会社の出身者											
琴 基浩	税理士								△			
中西 和幸	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
賀茂 淳一	○	○		中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い見解から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

琴 基浩	○	○	社外取締役の琴基浩氏が所長を務める琴税理士事務所は、2005年の当社設立当初より2015年11月まで当社の顧問税理士事務所であり、社外取締役就任以前は、顧問料、セミナー講演料の支払いの取引がございました。なお、社外取締役就任以降は取引関係を有しておらず、今後も取引を行う予定はございません。	税理士の資格を有しており、職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
中西 和幸	○	○		弁護士の資格を有しており、職務を通じて培われた法務に関する専門的な知識と豊富な経験から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

現在、当社は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置していませんが、「監査等委

員会規程」に基づき、監査等委員は監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員は、監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を求めることができるものとしております。また、監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員の監査に関わる権限の行使を補助するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、内部監査室とも密接な連携をとり、監査活動の効率化及び質的な向上を図っております。内部監査の結果は定例の監査等委員会において内部監査室から監査等委員にも報告され、監査等委員会は内部監査の方法等について必要な助言・指導を行うこととしております。

また、会計監査人との会合には監査等委員が出席し、監査の実施方法とその内容等についての情報交換を行うほか、常勤監査等委員は会計監査人が実施する往査時における立ち会いなどを通じて適宜情報交換を行うことにより、相互間の連携強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストック・オプション制度の導入
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員の意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストック・オプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員及び従業員の意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため個別開示はしていませんが、取締役の報酬は総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。報酬額は、取締役（監査等委員である者を除く）については、取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役をサポートするための専任の担当者はいませんが、人事総務部及び内部監査室において取締役会資料を事前配布し、社外取締役が検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人、内部監査室を設置しており、これらの各機関、部門の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

(1) 取締役会

取締役会は、代表取締役 1 名、取締役(監査等委員であるものを除く)4 名、監査等委員である取締役 3 名の計 8 名で構成されており、監査等委員である取締役 3 名は提出日現在の会社法における社外取締役であります。取締役会は、定時取締役会を毎月 1 回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役 3 名で構成されており、全員が社外取締役です。監査等委員である取締役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査等委員会を毎月 1 回開催しております。また、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。なお、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、2018 年 3 月開催の定時株主総会にて補欠監査等委員である取締役を 1 名選任しております。

(3) 経営会議

当社では、毎月 1 回経営会議を開催し、経営上の重要事項を審議することとしております。経営会

議の出席者は社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く)、常勤の監査等委員である取締役、執行役員、及び役員等が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

(4) 内部監査

内部監査室にて、子会社を含めた全部署を対象に定期的に監査を実施し、各部署が法令、定款、内部規程に照らし適正かつ有効に職務執行されているかを代表取締役社長、監査等委員に報告するとともに、指摘事項について適切に改善されているかフォローアップしております。内部監査室は、会計監査人、監査等委員会並びに業務執行部門とも密接な連携をとるなど健全経営に向けたコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(5) 会計監査

会計監査業務は、新日本有限責任監査法人所属の飯畑史朗および小川伊智郎の2氏に加え、補助者として公認会計士7名、その他12名(2018年12月期)が業務に携わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

また、当該取締役である監査等委員は、全員が独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に行われているか監査・監督できる立場を保持しております。

これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しており、現状の体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ウェブサイトにおいて掲載をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算のため、株主総会の集中は回避されております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向け	今後の検討事項と考えております。

た取組み	
招集通知(要約)の 英文での提供	外国人株主の構成割合に応じて、検討すべき事項と考えております。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャー ポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにてディスクロージャーポリシーを掲載しております。 https://www.global-link-m.com/ir/policy/	
個人投資家向けに 定期的説明会を開催	今後、個人投資家を対象とした会社説明会を継続的に開催していく予定です。また、当社ウェブサイトにおける情報開示を充実させていく予定であります。	あり
アナリスト・機関 投資家向けに定期的 説明会を実施	半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、代表者が説明を行う予定であります。	あり
海外投資家向けに 定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR 資料のホーム ページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、有価証券報告書、株主総会招集通知、決算短信、決算説明会資料、決算以外の適時開示等を掲載しております。	
IR に関する部署 (担当者)の設置	担当部署：経営企画部 IR 広報課 担当役員：管理本部長 鈴木東洋 事務連絡責任者：経営企画部長 竹内文弥、経営企画部次長 水野智博、IR 広報課 大類亜由美	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ	当社はコンプライアンス管理規程において、お客様、株主、従業員に対する行動規範を定め、その立場の尊重を規定しています。

いて規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	—
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト、決算説明会等を通じてステークホルダーに対して、適時に情報を提供していく予定であります。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は行動規範を定め、また法令、定款の遵守はもとより、企業倫理並びに社会的規範の遵守に努める。
 - ② コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行う。
 - ③ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
 - ④ 業務執行部門から独立した内部監査担当部署が、各部門の業務執行における内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う。
 - ⑤ 取締役会は、「情報セキュリティ管理規程」を定め、顧客情報を含む個人情報、機密情報など情報資産の管理を適切に行う体制を整備する。
 - ⑥ 内部通報制度に基づく相談窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知させ、コンプライアンス上の問題点を発見した場合、その解決と再発防止に努める。
 - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証する。
 - ② 「機密情報管理規程」及び「個人情報取扱基本規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努める。
3. リスク管理に関する規程その他の体制
- ① 持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図る。
 - ② 必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受け、リスクの未然防止と早期発見に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、経営方針や中期事業計画、年度計画を策定し、定期的な進捗状況の確認及び経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。
 - ② 定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を検討する。
 - ③ 取締役会は、経営会議に日常の業務執行に係る検討・決定を委任する。
 - ④ 日常の業務執行に際しては、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を整備し、会社業務の組織的かつ効果的な運営に努める。
 - ⑤ 企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、内部監査や弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する会計監査人と、定期的な監査のほか会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① コンプライアンスに関する規定及び内部通報制度については、グループ全体のものとして運用し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
 - ② 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。
 - ③ 監査等委員である取締役及び内部監査担当部署は、子会社の内部統制システムが適切に整備・運用されているかに留意し、業務の適切性について確認を行う。
 - ④ 取締役は、子会社に対し、適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するほか、内部統制システムの整備全般に関する責任を負う。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 監査等委員から要請がある場合は、監査等委員を補助すべき使用人を配置する。
 - ② 監査等委員を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - ① 監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告書を求めることができる。
 - ② 取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行う。
 - ③ 取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行う。
 - ④ 監査等委員に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。
8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員は、定期的に代表取締役社長と、また、定期的に内部監査担当部署並びに会計監査人と協議の場をもつ。
 - ② 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、また「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、全社として整備・対応しております。

(1) 反社会的勢力排除の対応方法

「反社会的勢力等チェックに関するマニュアル」に則り、当社が取引を開始しようとする先が反社会的勢力でないかを調査し、該当する項目があった場合は、対応部署に対して取引等の中止の勧告等をしております。

また、既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。また、すべての取引先との間で締結する契約書又は覚書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

有事の場合は警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要が生じた場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとるようにしております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応部署を定め、反社会的勢力に関する情報の一元管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

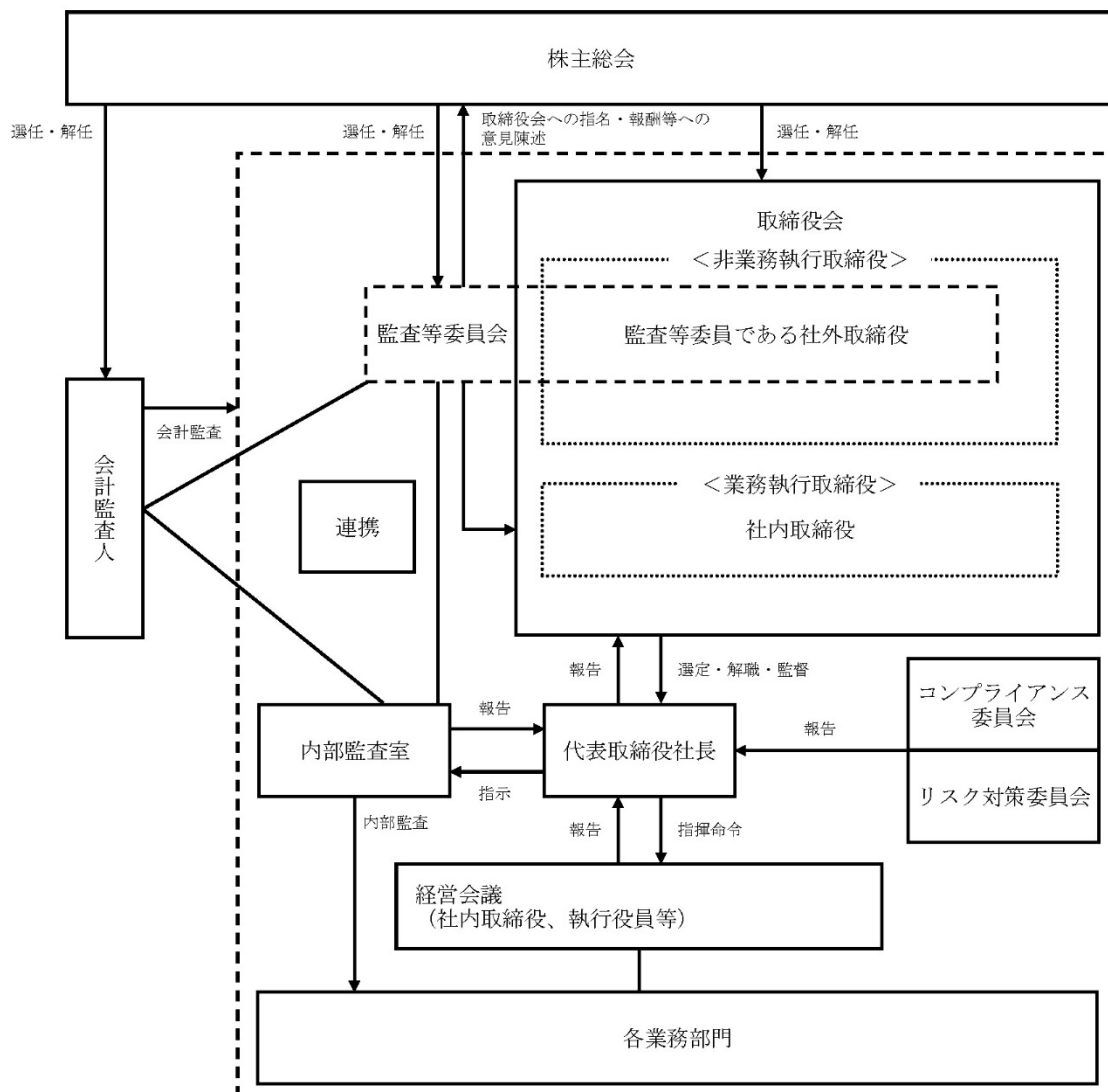
該当項目に関する補足説明

—

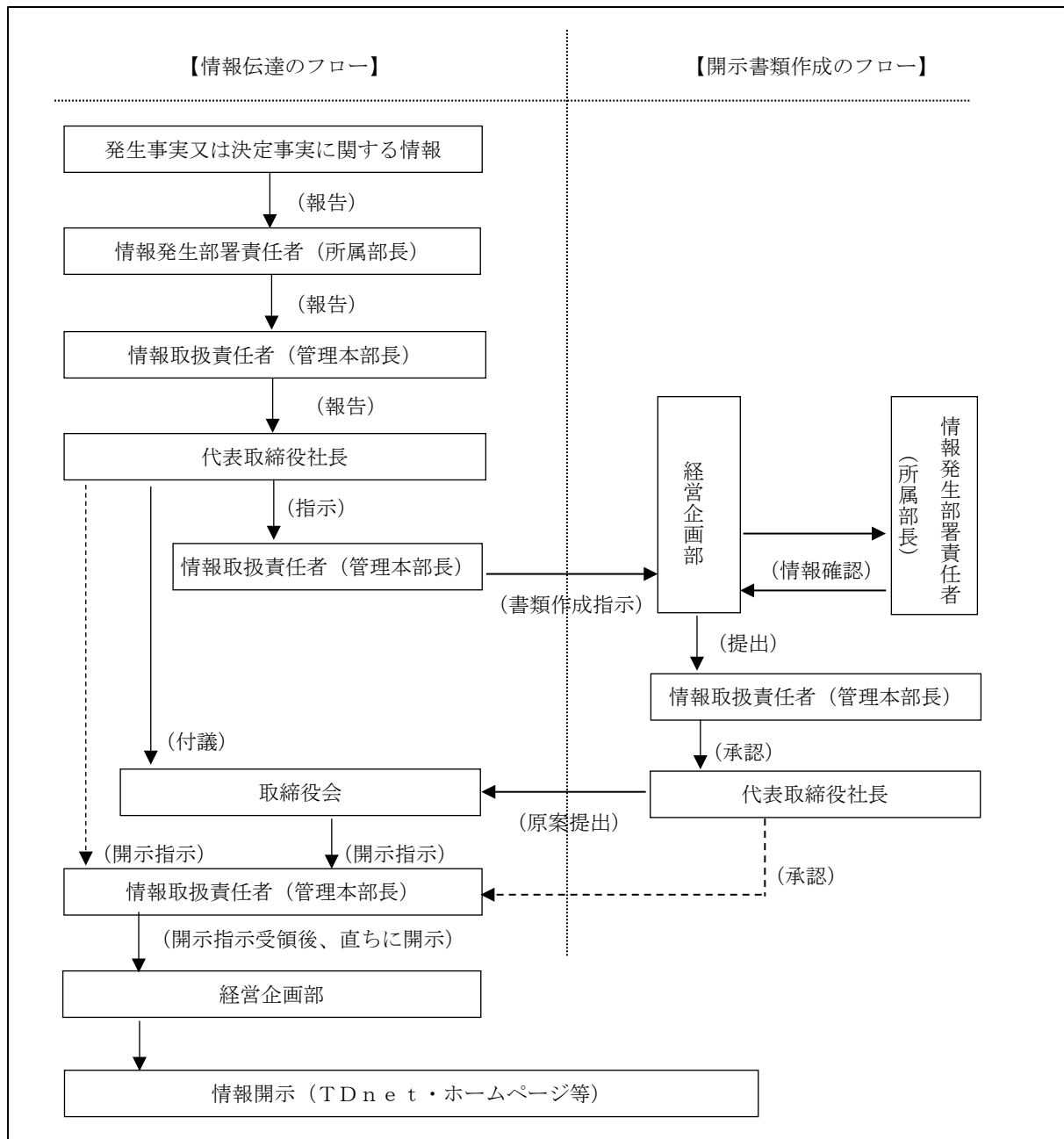
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

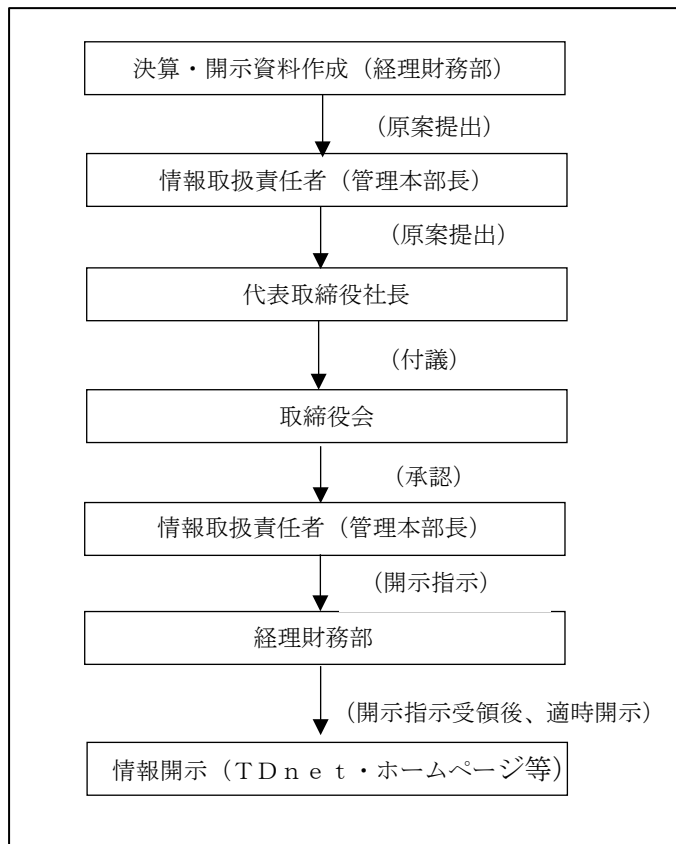
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



【決算に関する情報の適時開示業務フロー】



以上